

## 入札公告

令和8年度 沖縄振興等に係る広報委託業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年7月6日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度 沖縄振興等に係る広報委託業務
- (2) 業務内容  
新聞広告掲載（※仕様書参照）
- (3) 業務実施期間  
契約の日～令和9年3月31日まで

### 2 一般競争入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (2) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
- (3) 過去3年以内に複数回、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と類似する業務を実施した実績のある者。
- (4) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (5) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が申請を行うこと。
  - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
  - ウ 全ての構成員が上記応募(2)及び(4)の要件を満たし、いずれかの構成員が上記応募資格(1)及び(3)の要件を満たすこと。
  - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

### 3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下、「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

※支店、営業所等を申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。

イ 上記2（3）の業務実績（第2号様式）

ウ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 直近2年分の決算報告書又は貸借対照表

オ 会社概要

カ 同種・同規模契約の履行実績（第3号様式）

キ 誓約書（第4号様式）

(2) 申請書等の入手方法

ア 期間 公告の日から令和8年7月14日（火）午後5時まで

イ 沖縄県ホームページから様式のダウンロードが可能である。

(4) 申請書等の提出期限、提出場所等

ア 令和8年7月14日（火）午後5時まで ※必着

イ 場所 沖縄県企画部企画調整課企画班（担当：泉水）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟7階）

電話番号 098-866-2026

ウ 提出部数 1部とする。

エ 申請書等は、郵送又は持参によるものとする。

※郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で行うこととする。

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年7月17日（金）までに全ての申請者あて文書で通知する。

#### 5 入札説明書等の配布

入札説明書等は沖縄県ホームページからダウンロードするものとする。

#### 6 入札説明会の場所、及び申込方法

入札説明会は行わない。

#### 7 本公告に対する質問

(1) 期間 公告の日から令和8年7月9日（木）午後5時まで

(2) 提出場所 4（4）イに同じ。

(3) 提出方法 FAX またはEメールにて提出すること。

FAX : 098-866-2351

E-mail : aa010006@pref.okinawa.lg.jp（アットは@と読み替える）

(4) 回答日 令和8年7月10日（金）予定

(5) 回答方法 質問書に対する回答書は、沖縄県ホームページにて閲覧に供する。

## 8 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月23日(木)午後1時30分(予定)
- (2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁7階第4会議室

## 9 入札方法

- (1) 代理人入札の場合は、代表者からの委任状を持参すること。
- (2) 入札参加者は、入札書を8に定める場所に直接持参すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札額に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

## 11 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(任意の様式)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては資本金
- (6) 電話番号

## 12 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) (1)により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 13 資格の適用範囲

この入札に参加する者の資格は、沖縄県が実施する本件業務委託に係る入札に限り、適用する。

## 14 入札保証金

- (1) 沖縄県財務規則第100条の規定により見積る契約金額の100分の5以上とする。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を免除することができる。  
ア 過去2年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

提出場所：4(4)イに同じ。

※ 現金及び小切手で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り入札保証金の免除の手続きを取ってくださるようご協力をお願いします。

現金及び小切手で納付する場合、事前に企画調整課へ連絡をお願いします。

(2) 入札保証金の納付方法

小切手等で納付する場合

納付方法	下記の場所へ直接持参し、企画調整課が発行する保管証と引き替える。
納付場所	県庁7階 企画部企画調整課
納付期間	令和8年7月22日(水)まで
還付方法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名、捺印をする。(落札者以外)

現金で納付する場合納付方法

納付方法	① 債務者登録票(入札説明書第9号様式)に必要事項を記入し、企画部企画調整課へ提出する。 ② 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを企画部企画調整課へ速やかに呈示すること。
納付場所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合(県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定のみずほ銀行
納付期間	令和8年7月22日(水)まで
還付方法	入札終了後、約20日後に登録した口座に振り込み(落札者以外)

(3) 入札保証金に代わる担保

入札保証金は、現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債及び地方債

担保の金額：額面金額又は登録金額

イ 政府の保証する証券

担保の価値：額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値)の8割に相当する額

ウ 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値：小切手金額

エ 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形

担保の価値：手形金額(その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

オ 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。）

15 入札保証金の還付

入札保証金は入札後に還付する。但し、落札者の入札保証金は納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 沖縄県財務規則第 123 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札とする。（再入札は2回まで）
- (3) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約できるものとする。

17 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には委託名及び委託場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札書は、封書にして提出すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することが出来ない。なお、委任状は、代理人の印では訂正出来ない。
- (5) 入札に参加しない場合は、入札辞退届を入札日までに郵送又は持参により提出すること。

18 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者の入札。
- (2) 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札。
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札。
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札。
- (7) 入札条件に違反した入札。
- (8) 談合その他不正の行為があつた入札。
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札。

19 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。  
ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

## 20 その他

- (1) 申請書および資料の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) その他事項については、入札説明書による。